

「組織・人事給与制度の今後の方向性（素案）」の 成案化に向けた給与制度の見直しについて（提案）

I 提案理由

本府では、この間の厳しい財政状況の下、事務事業の見直しや事務の効率化等により全国一スリムな組織体制を維持してきた。また、「大阪府職員基本条例」の制定をはじめとして、「職務給の原則」の徹底や、「相対評価」による人事評価制度の導入等、全国に先駆けて大胆な人事給与制度改革に取り組んできた。

一方で、この間、社会経済情勢においては、少子高齢化の進行、デジタル技術の進展、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生リスクや新たな感染症リスクが増大する等、本府を取り巻く環境が大きく変化している。

また、本府においては、過去に行った採用抑制の影響により職員の年齢構成がいびつになり、将来の幹部候補の確保や、若手への技術・ノウハウの継承に向けた課題が浮き彫りになるとともに、採用試験における競争倍率の低下や、転職等を理由とする離職者の増加等、人材確保の面で質・量ともに将来的な課題も見込まれる。加えて、若手職員を中心とした「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」志向等、個々の職員の働き方への意識やキャリア観も多様化してきている。

今後更なる府民ニーズの増大が見込まれる中、スピード感を持って的確に対応するためには、本府を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、若手からベテランまで全ての職員が働きがいを感じながら日々スキルアップに努め、それぞれの立場で持てる能力を最大限に発揮することで、組織全体の生産性を向上させ、パフォーマンスを最大化していくことが必要である。

そのため、今後10年を見据えた「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」を策定し、「基本理念」※に基づき組織体制や人事給与制度を構築・拡充することで、効率的・効果的な府政の推進に取り組んでいくこととしている。

今般、8月にとりまとめた「組織・人事給与制度の今後の方向性（素案）」の成案化に向けて、給与制度について下記のとおり改正を行う。

※基本理念

- ・若手からベテランまで、全ての職員が能力を最大限に発揮し、活躍できる大阪府庁へ
- ・組織として最高のパフォーマンスを発揮できる大阪府庁へ

II 提案項目等

1 離職者を対象とした再採用選考により採用された者の初任給決定の特例

【素案第4章1(2)①】

実施内容

離職者を対象とした再採用選考により採用された者の初任給決定の方法について、他の職員との均衡を踏まえ、離職時の職務の級及び号給を基礎に、離職後の経歴を加算して決定することとする。

2 主査級昇任時における給料上のインセンティブの拡充【素案第4章1(4)②】

(1) 実施内容

① 行政職給料表3級(主査級)の初号給水準引上げ

ア. 主査級への昇任意欲の向上等を図るため、令和5年12月21日の人事委員会勧告を踏まえ、行政職給料表3級(主査級)の初号給から12号給について、現在の13号給水準に見直す。【別紙1参照】

イ. アに伴って、令和7年1月1日以降の昇給において、職員の給与に関する条例第5条第9項及び第10項の規定の適用を受ける職員について、その他の職員との均衡を失しないよう所要の措置を講じる。

② 行政職給料表3級(主査級)昇格時の昇給幅拡大

ア. 主査級昇任考査の対象年齢層等の職員について、主査級昇任時の昇給幅を1号給引き上げる。【別紙2参照】

イ. アに伴って、適用日前までに昇格した職員等について、適用日以降に昇格した者との均衡を図る必要がある場合には、所要の調整を行う。

(2) 技能労務職給料表3級(主査級)の改正

(1) ①②の改正を踏まえ、行政職給料表に準じて改正を行っている技能労務職給料表の3級(主査級)についても、同様の措置を講じる。【別紙3参照】

3 課長補佐級昇任時における昇給幅の縮小【素案第4章1(4)②】

(1) 実施内容

行政職給料表4級(課長補佐級)昇格時の昇給幅縮小

国家公務員との給料水準の不均衡を是正するため、課長補佐級昇任時の昇給幅が大きい格付け先について、昇給幅を1～2号給引き下げる。【別紙4参照】

(2) 細部事項

行政職給料表4級(課長補佐級)昇格時の昇給幅縮小にかかる細部事項【別紙5参照】

III 実施時期

令和6年4月1日

IV 協議期限

令和6年1月26日

- 行政職給料表 3 級の適用を受けている職員の改定実施日における号給は、その者の実施日の前日における号給に応じて、旧号給欄の号給に対応する新号給欄の号給に切り替える。

【行政職給料表 3 級】

旧号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給
1	1	27	15	52	40	77	65
2	1	28	16	53	41	78	66
3	1	29	17	54	42	79	67
4	1	30	18	55	43	80	68
5	1	31	19	56	44	81	69
6	1	32	20	57	45	82	70
7	1	33	21	58	46	83	71
8	1	34	22	59	47	84	72
9	1	35	23	60	48	85	73
10	1	36	24	61	49	86	74
11	1	37	25	62	50	87	75
12	1	38	26	63	51	88	76
13	1	39	27	64	52	89	77
14	2	40	28	65	53	90	78
15	3	41	29	66	54	91	79
16	4	42	30	67	55	92	80
17	5	43	31	68	56	93	81
18	6	44	32	69	57	94	82
19	7	45	33	70	58	95	83
20	8	46	34	71	59	96	84
21	9	47	35	72	60	97	85
22	10	48	36	73	61	98	86
23	11	49	37	74	62	99	87
24	12	50	38	75	63	100	88
25	13	51	39	76	64	101	89
26	14						

【行政職給料表 2 級から 3 級への昇格対応】

2 級	3 級 (現行)	3 級 (見直し後)	3 級 (切替後)
25	13	14 [+ 1]	2
26	14	15 [+ 1]	3
27	15	16 [+ 1]	4
28	16	17 [+ 1]	5
29	17	18 [+ 1]	6
30	18	19 [+ 1]	7
31	19	20 [+ 1]	8
32	20	21 [+ 1]	9
33	21	22 [+ 1]	10
34	22	23 [+ 1]	11
35	23	24 [+ 1]	12
36	24	25 [+ 1]	13
37	25	26 [+ 1]	14
38	26	27 [+ 1]	15
39	27	28 [+ 1]	16
40	28	29 [+ 1]	17
41	29	30 [+ 1]	18
42	30	31 [+ 1]	19
43	31	32 [+ 1]	20
44	32	33 [+ 1]	21
45	33	34 [+ 1]	22
46	34	35 [+ 1]	23
47	35	36 [+ 1]	24
48	36	37 [+ 1]	25
49	37	38 [+ 1]	26
50	38	39 [+ 1]	27
51	39	40 [+ 1]	28
52	40	41 [+ 1]	29

- ・技能労務職給料表 3 級の適用を受けている職員の改定実施日における号給は、その者の実施日の前日における号給に応じて、旧号給欄の号給に対応する新号給欄の号給に切り替える。

【技能労務職給料表 3 級】

旧号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給
1	1	27	15	53	41
2	1	28	16	54	42
3	1	29	17	55	43
4	1	30	18	56	44
5	1	31	19	57	45
6	1	32	20	58	46
7	1	33	21	59	47
8	1	34	22	60	48
9	1	35	23	61	49
10	1	36	24	62	50
11	1	37	25	63	51
12	1	38	26	64	52
13	1	39	27	65	53
14	2	40	28	66	54
15	3	41	29	67	55
16	4	42	30	68	56
17	5	43	31	69	57
18	6	44	32		
19	7	45	33		
20	8	46	34		
21	9	47	35		
22	10	48	36		
23	11	49	37		
24	12	50	38		
25	13	51	39		
26	14	52	40		

【技能労務職給料表 2 級から 3 級への昇格対応】

2 級	3 級 (現行)	3 級 (見直し後)	3 級 (切替後)
25	1	2 [+1]	1
26	1	2 [+1]	1
27	1	2 [+1]	1
28	1	2 [+1]	1
29	1	2 [+1]	1
30	1	2 [+1]	1
31	1	2 [+1]	1
32	1	2 [+1]	1
33	1	2 [+1]	1
34	1	2 [+1]	1
35	1	2 [+1]	1
36	1	2 [+1]	1
37	1	2 [+1]	1
38	2	3 [+1]	1
39	3	4 [+1]	1
40	4	5 [+1]	1
41	5	6 [+1]	1
42	5	6 [+1]	1
43	6	7 [+1]	1
44	6	7 [+1]	1
45	7	8 [+1]	1
46	7	8 [+1]	1
47	8	9 [+1]	1
48	8	9 [+1]	1
49	9	10 [+1]	1
50	10	11 [+1]	1
51	11	12 [+1]	1
52	12	13 [+1]	1

・行政職給料表 4 級（課長補佐級）昇格時の昇給幅縮小にかかる細部事項

職員の給料に関する規則の一部を改正する規則（平成 23 年人委規則第 6 号）附則別表第 3 関係（平成 23 年 4 月 1 日の職務の級の再編時に「旧 5 級」から「3 級」に切り替えられた職員が最初に昇格する場合の昇格時号給対応表）

3 級*	4 級 (現行)	4 級 (見直し後)	3 級*	4 級 (現行)	4 級 (見直し後)
64 (52)	26	25 [▲1]	95 (83)	32	32 [-]
65 (53)	26	26 [-]	96 (84)	32	32 [-]
66 (54)	26	26 [-]	97 (85)	32	32 [-]
67 (55)	27	26 [▲1]	98 (86)	32	32 [-]
68 (56)	27	26 [▲1]	99 (87)	32	32 [-]
69 (57)	27	27 [-]	100 (88)	32	32 [-]
70 (58)	28	27 [▲1]	101 (89)	32	32 [-]
71 (59)	28	27 [▲1]			
72 (60)	28	27 [▲1]			
73 (61)	29	28 [▲1]			
74 (62)	29	28 [▲1]			
75 (63)	29	28 [▲1]			
76 (64)	29	28 [▲1]			
77 (65)	30	29 [▲1]			
78 (66)	30	29 [▲1]			
79 (67)	30	29 [▲1]			
80 (68)	30	29 [▲1]			
81 (69)	31	30 [▲1]			
82 (70)	31	30 [▲1]			
83 (71)	31	30 [▲1]			
84 (72)	31	30 [▲1]			
85 (73)	31	30 [▲1]			
86 (74)	31	30 [▲1]			
87 (75)	31	30 [▲1]			
88 (76)	31	31 [-]			
89 (77)	31	31 [-]			
90 (78)	31	31 [-]			
91 (79)	31	31 [-]			
92 (80)	32	31 [▲1]			
93 (81)	32	31 [▲1]			
94 (82)	32	31 [▲1]			

* () 内は切替後